



Title	海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判：仲裁裁判所の管轄権及び受理可能性について
Author(s)	張, 詩曩
Citation	国際公共政策研究. 2015, 20(1), p. 33-47
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/57786
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判

—仲裁裁判所の管轄権及び受理可能性について—

Part XV of the UNCLOS and the South China Sea Arbitration

—Jurisdiction and Admissibility of the Arbitral Tribunal—

張 詩慕*

Shiao ZHANG*

Abstract

The conflicts between the concerned parties around the South China Sea are disputes of sovereignty over some islands or rocks and the maritime interests belongs to those materials. The Philippines has raised an international arbitration against China in accordance with Part XV of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS) concerning those disputes, but the jurisdiction and admissibility of the tribunal remains questionable. This article provides an analysis of the statements from both sides to determine out the key points and problems of this arbitration.

キーワード：国連海洋法条約、南シナ海、紛争解決、仲裁裁判所、九段線

Key words : UNCLOS, South China Sea, settlement of disputes, arbitral tribunal, nine-dash line

* 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程

はじめに

フィリピン外務省は2013年1月22日に在フィリピン中国大使館へ口上書を送り、南シナ海に関する両国間の紛争を仲裁裁判に付することを通知した¹⁾。更に、フィリピン政府は、仲裁裁判の提起に関する書類を国際海洋法裁判所 (ITLOS) 所長へも提出した²⁾。その一ヶ月後の2月19日に、中国政府は仲裁裁判への参加を拒否することを表明した³⁾。本件仲裁裁判は、南シナ海紛争に関するフィリピンと中国のそれぞれの主張に関して、初めて海洋法に基づいて検討し、判断する機会である。

南シナ海においては、海域と領土に関する主権問題に関して、中国と東南アジア各国の間で、1970年代から紛争が続いてきた⁴⁾。近年、紛争当事者の間で交渉がなされる一方、実際にも、国内立法や軍事的活動などの行為により、それぞれの国が一部の島や礁に実効的支配を行っているため、問題の処理は一層厳しくなっている。国連海洋法条約 (海洋法条約) の紛争解決手段により平和的に関係問題を解決するのは、アジア各国にとっても有益なことである。しかしながら、南シナ海の問題は領土主権の問題や海洋境界画定問題も含んでいるので、現在の海洋法条約が定めている紛争解決機能その適用には、大きな困難がある。今回フィリピンが提出した請求と中国政府が発表した反対の意見は、関係の各当事者の立場を各々基本に代表していると思われる。それ故、今回の仲裁裁判を南シナ海問題の海洋法上の訴訟により紛争解決の実験的意義を持っている。しかし、本件仲裁裁判の肝要な問題は仲裁裁判所の管轄権の問題であることが明らかである。それ故、本稿は両方の意見と主張を考査するにおいて、海洋法条約第十五部の南シナ海問題に対する適用そのものの法的妥当性について、分析を行う。

本稿は両国の意見を巡り、海洋法条約上の紛争解決手段の南シナ海紛争に関する管轄権上の問題点を紹介する。フィリピン政府がすでに仲裁裁判所に最終訴訟書類を提出したが、関係書類が公表されていないので、本稿はフィリピン政府が2013年1月22日に公表した「西フィリピン海に関する請求の通告と主張」(Notification and Statement of Claim on West Philippine Sea, 請求の通告と主張)⁵⁾及び2014年12月7日に中国政府が公表した「フィリピンが提起する南シナ海に関する仲裁裁判に対する中国の立場文書」(Position Paper of the Government of the People's Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines, 中华人民共和国政府关于菲律宾共和国所提南海仲裁案管辖权问题的立场文件、立場文書)⁶⁾に基づいて、議論を

1) フィリピン外務省、Report第13-0211号、<http://www.dfa.gov.ph/index.php/2013-06-27-21-50-36/unclos> (2014年7月1日最終閲覧)

2) ITLOS, Press Release No.191, 2013年4月25日。 <http://www.itlos.org/index.php?id=236&L=1AND1%253D1%C2%A0> (2014年7月1日最終閲覧)

3) 中国外務省、「報道官洪磊記者会見記録」、2013年2月19日。 http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/wjdt_611265/fyrbt_611275/t1014798.shtml (2014年7月1日最終閲覧)

4) 郭淵、「対南海問題の国際法分析」、『北方法学』、第3巻第14期 (2009年)、第134頁。

5) 前注1。「請求の通告と主張」原文の和訳を、田中則夫「国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁手続—フィリピン v. 中国仲裁手続を中心に—」浅田正彦他編『国際裁判と現代国際法の展開』第191から211頁 (三省堂、2014年)を参考する、ただし一部の和訳を変更した。Mischief, McKennan, Gaven, Subu, Johnson, Cuarteron 及び Fiery Cross について、田中訳の「reef」を本稿で「礁」と訳す、Scarborough について、田中訳の「礁」を本稿で「砂州」と訳す。

6) 中国外務省、「中華人民共和國政府關於菲律賓共和國所提南海仲裁案管轄權問題的立場文件 (立場文書)」(中国語)、http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/zyxw_602251/t1217143.shtml、または、"Position Paper of the Government of the People's Republic of China on

展開する。

I. 両方の主張

1. フィリピン政府の主張

フィリピンが提出している請求内容は、「(a) いわゆる『九段線』の内側での『主権的権利及び管轄権』の中国の度重なる主張に照らし、南シナ海の水域、海底及び海洋の地形に関する紛争当事国それぞれの権利及び義務が、海洋法条約の規定（第3条～第14条、第55条、第57条、第76条、第121条、第300条を含むが、これらに限定されない）によって規律されるかどうか。(b) 『九段線』に基づく中国の主張は、それらの条約規定に合致しないかどうか。(c) 海洋法条約第121条の下で、南シナ海における特定の海洋の地形は、島、低潮高地または水面下の地形のいずれであるのか、また、それらは12海里以上の海洋区域に対する権限を生み出し得るかどうか。(d) 中国は、南シナ海の海域におけるフィリピンの航行の権利、並びに、フィリピンの排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚にある生物及び非生物の資源に関するフィリピンの権利を侵害したかどうか」という四つの方面を含んでいる。「請求の通告と主張」の請求内容部分では、この四つの方面に関し、十三点の具体的な請求内容が提起されている。

2. 中国政府の主張

「立場文書」による中国政府が主張している反対意見は下記である。まず、両当事者は海洋法条約の締約国であるにもかかわらず、直ちに海洋法条約第十五部第二節に定められている義務的裁判手続を発動することができないことを確認する必要がある⁷⁾。海洋法条約第十五部第一節により、締約国の間に紛争が発生する場合に、各締約国が平和的手段により解決すべきであり⁸⁾、第十五部の規定は締約国がいつでも紛争を解決するための別段の合意をする権利を害しないと定めている⁹⁾。本件で、裁判所はこの条件を検討しなければならない。

南シナ海における紛争の歴史は長く、紛争当事国もフィリピンや中国に限らず、多数の周辺国も関与している¹⁰⁾。この紛争を解決するため、当事者の各国が、2002年に「南シナ海における行動に関する関係各国共同宣言」（Declaration of the Conduct of Parties in the South China Sea, DOC、共同宣言）に署名し、中国—東南アジア諸国連合（ASEAN）の枠組み内で問題を解決するため引き続き会

the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines”（英語）、http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/wjdt_665385/2649_665393/t1217147.shtml（2014年12月25日最終閲覧）

7) Donald R. Rothwell & Tim Stephens, *The International Law of the Sea*, Hart Publishing, Oregon (2010), pp.445, 446.

8) 海洋法条約第279条、「締約国は、国際連合憲章第2条3の規定に従いこの条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決するものとし、このため、同憲章第33条1に規定する手段によって解決を求める。」

9) 海洋法条約第280条、「この部のいかなる規定も、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を当該締約国が選択する平和的手段によって解決することにつき当該締約国がいつでも合意する権利を害するものではない。」

10) Zhiguo Gao & Bing Bing Jia, “The Nine-Dash Line in the South China Sea: History, Status, and Implications”, *The American Journal of International Law*, Vol.107, No.1 (2013), p.105.

談や交渉を行っている¹¹⁾。中国政府は「立場文書」で、「共同宣言」と海洋法条約第281条の関係により、本件仲裁裁判所が管轄権を有しないと主張する。中国政府の見解により、「共同宣言」の文言で、各国は「交渉 (negotiate)」により紛争を解決することを、「承諾 (committed)」すると定めていることは、「共同宣言」の拘束力を確信した上に、海洋法条約第281条に照らし、海洋法条約第十五部及び附属書 VII に基づいて成立する本件仲裁裁判所の管轄権を排除すると主張した¹²⁾。

加えて、海洋法条約で規定される仲裁裁判所が領土主権に関する紛争についても管轄権を持つかを検討しなければならない。その他、中国政府が海洋法条約第298条に基づき、2006年に国連事務総長に提出した管轄権の選択的除外に関する宣言がこの仲裁裁判の管轄権にも影響する¹³⁾。第298条の規定により、海洋境界画定に関する海洋法条約の第15条、第74条及び第83条の解釈及び適用に関するいかなる紛争も、条約第十五部第二節に定められている拘束力がある裁判の強制手続の管轄権から除外される¹⁴⁾。したがって、原告の請求内容が領海、EEZ 及び大陸棚の境界画定問題に関われば、仲裁裁判所の管轄権は存在しないというべきである。

II. 主要の争点

1. 「共同宣言」と海洋法条約第281条の関係

「共同宣言」では、紛争解決に関する第4条が「各当事者が、1982年海洋法条約を含む公認される国際法原則に基づいて、関係する各主権国家が友好的協議及び交渉により、平和的な手段で領土と管轄権に関する紛争を解決し、武力の行使や武力による威嚇を禁じることを認める」¹⁵⁾、及び、第7条が「各当事者が、関係各国が合意する方法により、宣言の履行問題について定期的会合を含む、各種問題についての定期的かつ継続的な対話や会合を開き、友好的な隣国関係を進展させ、透明度を強化し、お互いに平和的な理解や協力を構築し、平和的手段で各国間の紛争を解決するために努力する」¹⁶⁾と定めている。中国は、この二つの条文の文言の存在が海洋法条約第281条1項の規定を満たしたと認識し、本件仲裁裁判所の管轄権を否定すると主張した。この主張の妥当性は、みなみ

11) 中国外務省「中国在南海問題上的的基本立場以及解決南沙争端的政策主張」http://www.fmprc.gov.cn/mfa_chn/ziliaoj_611306/tytj_611312/zwj_611316/tl0650.shtml (2015年1月16日最終閲覧)。

12) 前注6。

13) China's declaration on Article 298 of the Convention (http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.htm#China after ratification) (2015年1月16日最終閲覧)

14) 海洋法条約第298条第1項 (a) (i)、「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権限に関する紛争。ただし、宣言を行った国は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附属書V第2節に定める調停に付することを受け入れる。もっとも、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付さない。」

15) DOC Article 4, "The Parties concerned undertake to resolve their territorial and jurisdictional disputes by peaceful means, without resorting to the threat or use of force, through friendly consultations and negotiations by sovereign states directly concerned, in accordance with universally recognized principles of international law, including the 1982 UN Convention on the Law of the Sea;"

16) DOC Article 7, "The Parties concerned stand ready to continue their consultations and dialogues concerning relevant issues, through modalities to be agreed by them, including regular consultations on the observance of this Declaration, for the purpose of promoting good neighbourliness and transparency, establishing harmony, mutual understanding and cooperation, and facilitating peaceful resolution of disputes among them;"

まぐる事件の仲裁判断に基づいて分析する必要がある。

みなまぐる事件の仲裁裁判所は仲裁判断で、海洋法条約第281条1項の要件を、紛争が「当該平和的手段によって解決が得られず」及び「当該紛争の当事者間の合意が他の手続の可能性を排除していない」という二つの要件を示すと解釈した¹⁷⁾。前者の要件といえ、本件の両当事国の間にすでに多数の文書が存在するが、實際上問題を解決できなかったのみならず、海軍の活動を含める他の政治上の摩擦が深刻化している。一方、フィリピンの仲裁裁判の提起は、当然に交渉が失敗したと認められる。それゆえに、客観的にみて、「共同宣言」は紛争を解決できなかった。

後者の要件の問題点は、訴訟の当事国の間に別段の合意が存在するとき、その合意で海洋法条約第十五部の義務的裁判手続の排除を明文で当該合意に記入する必要の有無である。みなまぐる事件の仲裁裁判所は、海洋法条約の起草過程を振り返った上で、当事者間の合意の「みなまぐる保存条約」(CCSBT)の締約国の意思を事実上排除すると判断し、海洋法条約第十五部の義務的裁判手続の排除を明記していないにも関わらず、仲裁裁判所の管轄権を否定した¹⁸⁾。しかしながら、後のMOX工場事件の判決で、ITLOSはこのような意思を明記することを要求し、みなまぐる事件との異なる判断基準を示した¹⁹⁾。このように、海洋法条約第281条の活用に関する判断基準は裁判上に統一されていない。一方、「共同宣言」は、法的拘束力がないため²⁰⁾、その第4条と第7条は、海洋法条約第十五部の義務的裁判手続を排除すると解釈できても、法的拘束力がないので、有効に仲裁を排除できない。その理由で、實際上、「共同宣言」の存在は仲裁裁判所の管轄権を否定しないことがわかる。

2. 領土紛争に関する海洋法条約の効果

南シナ海の紛争の中で、最も本質的な紛争は南シナ海における島や礁に関する領土主権に関する紛争である。しかし、本件仲裁裁判所のような海洋法条約第十五部に定められている裁判所が領土主権紛争に関する管轄権を持つかどうか、もう一つの問題になる。

海洋法条約では、本件の仲裁裁判所の領土主権紛争に関する管轄権の有無について、はっきり規定していない。それ故に、第286条の解釈は重要になる。第286条は、拘束力がある裁判の強制手続の適用範囲を「この条約の解釈又は適用に関する紛争」に明白に限定している²¹⁾。そうすると、「この条約」の範囲が問題になる。簡単に確定できるのは、海洋法条約で領土主権紛争に関する規定が全く存在していないことである。更に、条約の前文に、条約の目的は「海洋法に関するすべての問

17) United Nations (UN), *Southern Bluefin Tuna (New Zealand-Japan, Australia-Japan)*, Reports of International Arbitral Awards, Vol. XXIII, (4 August, 2000), p.42.

18) *Ibid.*, p.44.

19) 栗林忠男、杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響』340頁（有信堂、2007年）。

20) Wu Shicun and Ren Huafeng, "More than a Declaration: A Commentary on the Background and the Significance of the Declaration on the Conduct of the Parties in the South China Sea", *Chinese Journal of International Law*, Vol.2 (1) (2003), p.311.

21) 海洋法条約第286条、「第三節の規定に従うことを条件として、この条約の解釈又は適用に関する紛争であって第一節に定める方法によって解決が得られなかったものは、いずれかの紛争当事者の要請により、この節の規定に基づいて管轄権を有する裁判所に付託される。」

題を相互の理解及び協力の精神によって解決する希望に促され」、「すべての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立すること」²²⁾である。従って、海洋法条約の目的には、領土主権紛争の解決は含まれないと思われる。一方、関係する他の規定も存在しないので、第286条の文言に照らし、領土主権紛争に関する管轄権は、本件仲裁裁判所の管轄権以外であるのがわかる。

更に、海洋法条約第298条一項 (a) (i) に注目すべきである。同条は、「海洋の境界画定に関する第15条、第74条及び第83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権限に関する紛争。ただし、宣言を行った国は、このような紛争がこの条約の効力発生の後に生じ、かつ、紛争当事者間の交渉によって合理的な期間内に合意が得られない場合には、いずれかの紛争当事者の要請により、この問題を附属書V第二節に定める調停に付することを受け入れる。もっとも、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、当該調停に付きない」とする。1976年に公表した草案上の条文は「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の海洋の境界画定に関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権限に関する紛争。ただし、宣言を行った国は受け入れる当該紛争を解決するための他の地域的手段又は第三者手段を指名すべき。」²³⁾である。しかし、各国の要求により、「領土要求に関する判断を排除する」という要素が加えたことがわかる²⁴⁾。この要素を意図的に追加することにより、各国は海洋法条約により領土主権紛争を解決する目的がないと表明する。更に、前述の第286条に関する解釈でも証明される。

III. 礁に関する紛争の具体的な検討

請求内容第四点で、フィリピン政府は仲裁裁判所に「Mischief 礁及び McKennan 礁は、条約第六部に基づきフィリピンの大陸棚の一部を構成する水面下にある地形であり、それらの中国による占有及びそれらの上での建設活動はフィリピンの主権的権利を侵害するものであることを宣言すること」を請求する。

この請求内容で、フィリピンは大陸棚の一部を構成する水面下の地形により、Mischief 礁と

22) 海洋法条約前言、第一段落「この条約の締約国は、海洋法に関するすべての問題を相互の理解及び協力の精神によって解決する希望に促され、また、平和の維持、正義及び世界のすべての人民の進歩に対する重要な貢献としてのこの条約の歴史的な意義を認識し、」及び第四段落、「この条約を通じ、すべての国の主権に妥当な考慮を払いつつ、国際交通を促進し、かつ、海洋の平和的利用、海洋資源の衡平かつ効果的な利用、海洋生物資源の保存並びに海洋環境の研究、保護及び保全を促進するような海洋の法的秩序を確立することが望ましいことを認識」。

23) "(a) Disputes concerning sea boundary delimitations between adjacent or opposite States, or those involving historic bays or titles, provided that the State making such a declaration shall indicate therein a regional or other third party procedure, entailing a binding decision, which it accepts for the settlement of such disputes." Satya N. Nandan and Shabtai Rosenne eds., *United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982, A Commentary, Volume V*, Martinus Nijhoff Publishers, (1995), p.111.

24) Satya N. Nandan and Shabtai Rosenne eds., *United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982, A Commentary, Volume V*, Martinus Nijhoff Publishers (1995), p.112.

McKenna 礁に対する主権的権利を主張している。海洋法条約上、沿岸国は自国の大陸棚に対する建設活動に許可及び規制する排他的権利を有する²⁵⁾。本件仲裁裁判で、Mischief 礁及び McKenna 礁に対してフィリピンが海洋法条約上の権利を有することを確認しようとするれば、この二つの礁はフィリピン大陸棚に所属することを確認しなければならない。

中国は「立場文書」で、現在台湾が実効的に支配している Itu Aba 島²⁶⁾に言及した。そもそも中国は Spratly Islands 全体に主権を宣言しているので、Itu Aba 島に関しても中国が領有していると主張する²⁷⁾。客観的事実から見れば、Mischief 礁と McKenna 礁は確かにフィリピンが主張している群島水域基線から200海里の範囲内に当たるが、Itu Aba 島の基線から200海里の範囲も超えていない²⁸⁾。要するに、Itu Aba 島の領有権により、この二つの礁に対して、中国も管轄権を宣言することができる。したがって、仲裁裁判所は、Mischief 礁と McKenna 礁の主権的権利の帰属を判断する前に、Itu Aba 島の領有権を判断しなければならない。しかし、このような領土主権に関する紛争に、本件の仲裁裁判所は管轄権を有しない。

実際に、フィリピン、中国及び台湾などの国及び地域以外に、ベトナムやマレーシアが要求している大陸棚の範囲もフィリピンが宣言する範囲と重なっているため²⁹⁾、その国々は同じ理由で関係大陸棚の権利を主張することができる。すなわち、仲裁裁判所はフィリピンの請求内容を支持しようとするれば、この海域の大陸棚の帰属を前提として画定しなければならない。したがって、仲裁裁判所は主権をめぐる争議がある島の帰属を判断しなければならない。ちなみに、大陸棚の境界画定期間も、条約第298条に定められている強制管轄の選択的除外条項の範囲に該当し、本件の仲裁裁判所も管轄権を認定できない。

請求内容第五点で、フィリピン政府は仲裁裁判所に「中国に対して、Mischief 礁及び McKenna 礁の占有及びそこでの活動を止めるよう要求すること」を請求する。中国の活動の違法性が判断できるのであれば、請求内容第五点が認められる余地がある。しかし、第四点の請求内容が成立しなければ、第五点の訴訟内容の根拠は失われる。

25) 海洋法条約第80条、「第60条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する」、及び第60条、「沿岸国は、排他的経済水域において、次のものを建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利を有する。a. 人工島 b. 第56条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物 c. 排他的経済水域における沿岸国の権利の行使を妨げ得る施設及び構築物。」

26) 中国語名「太平島」。

27) *supra* note 6, para.22, “The Philippines, by requesting the Arbitral Tribunal to determine the maritime entitlements of only what it describes as the maritime features “occupied or controlled by China”, has in effect dissected the Nansha Islands. It deliberately makes no mention of the rest of the Nansha Islands, including those illegally seized or claimed by the Philippines. Its real intention is to gainsay China’s sovereignty over the whole of the Nansha Islands, deny the fact of its illegal seizure of or claim on several maritime features of the Nansha Islands, and distort the nature and scope of the China-Philippines disputes in the South China Sea. In addition, the Philippines has deliberately excluded from the category of the maritime features “occupied or controlled by China” the largest island in the Nansha Islands, Taiping Dao, which is currently controlled by the Taiwan authorities of China. This is a grave violation of the One-China Principle and an infringement of China’s sovereignty and territorial integrity. This further shows that the second category of claims brought by the Philippines essentially pertains to the territorial sovereignty dispute between the two countries.”

28) Mischief 礁は Itu Aba 島との距離は74海里である、Daniel J. Dzurek, “China Occupies Mischief Reef in Latest Spratly Gambit”, *IBRU Boundary and Security Bulletin*, (1995), p.65. McKenna 礁の Itu Aba 島からの距離のデータが入手できずが、地図上から見れば、Mischief 礁との距離よりは極めて近いである。

29) 南シナ海及び Spratly 群島に対する、フィリピンと中国以外に、マレーシア、インドネシアやポロネイも主権や領有権を求めている。Also, Gao and Jia, *supra* note 10.

前述した通り、本件の仲裁裁判所は第四点の請求内容に対する管轄権を認めることができない。したがって、中国のこの二つの礁に対する領有及び建設活動の違法性を仲裁裁判所は判断できない。すなわち、フィリピンの請求内容第五点を支持することもありえない。

請求内容第四点と同じく、請求内容の第六点で、フィリピンは「Gaven 礁及び Subi 礁は、満潮時に水面上にはなく、条約に基づけば島でもなく、また中国の大陸棚上にも位置していない、南シナ海における水面下の地形であって、これらの地形の中国による占有及びそこでの建設活動は違法であることを宣言すること」を求める。

Gaven 礁と Subi 礁の状況は、請求内容第四点に提起されている Mischief 礁と McKennan 礁の状況と同じである。しかし、ここで注意しなければならないことは、Mischief 礁と McKennan 礁と違い、フィリピンは Gaven 礁及び Subi 礁に対する主権的権利を主張していなかった点である。つまり、請求内容第六点に対して、本件仲裁裁判所は中国の Gaven 礁及び Subi 礁に関する権利の合法性を検討すれば十分である。

この二つの礁も Itu Aba 島から200海里の範囲内であり³⁰⁾、請求内容第四点の理論により、中国も主権的権利を提出することができる。たとえこの二つの礁が中国の大陸棚ではなく、さらに中国の領有と建設活動が違法であると証明しようとするれば、Itu Aba 島の帰属を判断し、大陸棚の境界画定期間も解決しなければならない。結局、島の帰属の判断、及び大陸棚の境界画定期間画定に本件の仲裁裁判所は管轄権を有しないので、第六点の請求内容の判断はできない。

請求内容第七点、すなわち、Gaven 礁と Subi 礁に対する中国の占有及び建設活動の中止に関する請求も、請求内容第六点の判断を前提として審理しなければならない。請求内容第六点に関して本件の仲裁裁判所は判断することができないので、請求内容第七点も審理できない。

請求内容第八点で、フィリピン政府は仲裁裁判所に「Scarborough 砂州、Johnson 礁、Cuarteron 礁及び Fiery Cross 礁は、満潮時には水面上に残る小さな突起物を有する以外は、それぞれが条約第121条第三項に基づき『岩』となるものであり、中国は、これらの地形から12海里を超えて海洋の権限を違法に主張していることを宣言すること」を請求している。

Gaven 礁と Subi 礁の場合と同じく、フィリピンは Scarborough 砂州、Johnson 礁、Cuarteron 礁及び Fiery Cross 礁に関する主権的権利を主張していない。

Johnson 礁、Cuarteron 礁及び Fiery Cross 礁に対し、中国は海洋法上の「島」または「岩」の地位を確定していない³¹⁾。なお、この三つの礁は全部 Itu Aba 島の200海里までの範囲内にある³²⁾。あるいは、この三つの礁に対する主権的権利は大陸棚の構造の一部として発生している。したがって、この三つの礁の12海里以外の海域に関する中国が主張している権利は、この三つの礁の地位により発

30) Itu Aba 島までの距離、Gaven 礁は12.9海里、Subi 礁は36.7海里である。Stefan Talmon & Bing Bing Jia edited, *The South China Sea Arbitration: A Chinese Perspective*, Hart Publishing, Oxford (2014), p.93.

31) Johnson 礁の中国語名は「赤瓜礁」、Cuarteron 礁の中国語名は「華陽礁」、Fiery Cross 礁の中国語名は「永暑礁」であり、全部「礁」と認識している。

32) Itu Aba 島までの距離は、Johnson 礁39.7海里、Cuarteron 礁128.2海里、Fiery Cross 礁78.8海里である。supra note 30, p.95.

生しているのではなく、この三つの礁を含んでいる大陸棚の上部のEEZにより発生していると考えべきである。要するに、本件の仲裁裁判所は、中国が主張しているこの三つの礁の12海里以外の海域に関する権利の合法性に関するフィリピンの請求内容を確定しようとするれば、当該海域におけるEEZ及び大陸棚の境界画定をしなければならない。しかし、境界画定に関して本件仲裁裁判所は管轄権を有しない。さらに、この三つの礁の12海里以外の海域に関する権利は中国が主張している「九段線」に基づいて発生する可能性もあるため、その権利の合法性を全面的に評価しようとするれば、「九段線」の合法性を判断しなければならない。

Scarborough 砂州は Spratly Islands に所属するのではなく、独立に存在し、中国政府は「島」と認識している³³⁾。したがって、Scarborough 砂州の法上の地位に関して、フィリピンと中国の間に認識の相違があり、明らかな事実上の利益の紛争が発生し、中国がフィリピンの主張に積極的に反対しているので、国際法上の「紛争」が存在すると判断できる³⁴⁾。Scarborough 砂州の海洋法上の地位に関する紛争は単なる海洋法条約第121条の解釈及び適用の問題に関する紛争であるため、法的に本件仲裁裁判所が管轄権を有することに疑問がない。

海洋法条約第121条1項により、Scarborough 砂州は「島」と認定される余地がある³⁵⁾。同条2項により、「島」³⁶⁾として、大陸棚もEEZの権利も認められている³⁷⁾。さらに、同条3項により「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない³⁸⁾と規定する。この第121条に関する解釈が、本条の規定は「島」又は「岩」と定義するとして理解することの妥当性や1項と3項の関連性に関し、まだ学説上統一されていない。本件仲裁裁判所のフィリピンの請求内容の文言により、フィリピンは第121条3項を「岩」の定義として理解していると推測できる。Scarborough 砂州の国際法上の地位の問題は、本稿の検討の趣旨から外れるため、ここでは詳しく議論を展開しない。

しかし、Scarborough 砂州の地位に関する判断により中国がこの砂州の12海里以外の海域において主張している権利の違法性を判断するにはまだ不十分である。仲裁裁判所は Scarborough 砂州を「島」と認定できれば、中国のこの砂州の周辺の海域における権利や活動が違法であると判断する前提は、

33) 中国で Scarborough Shoal を「黄岩島」と呼ぶ。

34) *supra* note 5, para.6, "Since the 1970s, the Philippines has illegally occupied a number of maritime features of China's Nansha Islands, including Mahuan Dao, Feixin Dao, Zhongye Dao, Nanyao Dao, Beizi Dao, Xiyue Dao, Shuanghuang Shazhou and Siling Jiao. Furthermore, it unlawfully designated a so-called "Kalayaan Island Group" to encompass some of the maritime features of China's Nansha Islands and claimed sovereignty over them, together with adjacent but vast maritime areas. Subsequently, it laid unlawful claim to sovereignty over Huangyan Dao of China's Zhongsha Islands. In addition, the Philippines has also illegally explored and exploited the resources on those maritime features and in the adjacent maritime areas."

35) 海洋法条約第121条1項、「島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、満潮時においても水面上にあるものをいう。」

36) 海洋法条約第121条3項に関しては、以下のような二種の解釈がある。すなわち、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない」の文言が岩の定義として理解し、かかる岩であればEEZと大陸棚を有しないとの解釈、及び、岩には「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない」ものとそれができるものとの二種があつて前者にはEEZと大陸棚がないが後者には認められるという解釈である (Jnathan I. Charney, "Rocks that Cannot Sustain Human Habitation", *The American Journal of International Law*, Vol.93, No.4 (Oct., 1999), pp.863, 866)。しかし、この解釈がいずれであっても本稿の検討には影響しないので、ここではこれを論じない。

37) 同条第2項、「3に定める場合を除く他、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。」

38) 同条第3項、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。」

その関係海域は中国が Scarborough 砂州により領有する海域ではないということである。この点を証明するため、この海域における中国の EEZ 及び大陸棚の境界を確定しなければならない。しかし、海洋法条約第298条の規定により、結局、本件仲裁裁判所の管轄権範囲外になる。要するに、Scarborough 砂州が島と認められると、仲裁裁判所はフィリピンが主張する中国が関係海域に行っている活動の違法性を判断できなくなる。

逆に、仲裁裁判所は Scarborough 砂州を「島」と認めなければ、あるいは、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩」と認められていれば、その周辺の世界に関する権利が「九段線」により発生する可能性があるため、Johnson 礁、Cuarteron 礁及び Fieri Cross 礁の状況と同じく、その周辺の世界に関する権利の違法性判断は、本件仲裁裁判所による、「九段線」の違法性に関する判断に左右される。

前述の通り、請求内容第九点の内容、すなわち、「中国に対し、Scarborough 礁及び Johnson 礁に隣接する海域においてフィリピンの船舶が持続可能な方法で生物資源の開発を行うことを妨害することを控え、また、これらの地形においてまたはその近くにおいて、条約に合致しないその他の行動をとることを控えるよう要求すること」は、請求内容第八点の Scarborough 砂州と Johnson 礁に関する内容の仲裁裁判所判断に基づいて検討されるため、本件仲裁裁判所は請求内容第八点に関する管轄権が行使できなければ、請求内容第九点に対する審理も事実上できなくなる。

上記の Scarborough 砂州と Johnson 礁に対する検討の結果、「九段線」の効力が重要な要素であることがわかる。「九段線」の効力に関する請求内容を、次の第三節で検討する。

IV. 「九段線」に関する検討

1. 「九段線」の事実上の影響

請求内容第二点で、フィリピンは仲裁裁判所に「いわゆる『九段線』に基づく南シナ海における中国の海洋主張は、海洋法条約に違反し無効であることを宣言すること」を要請している。

「九段線」の範囲は、南シナ海にある島により成立する EEZ 及び大陸棚の範囲と一致しない³⁹⁾。したがって、「九段線」の法的効果を判断できれば、前節の第八点の請求内容に関する残りの問題が解決できる。

前述の通り、島や礁の帰属に関する請求内容を判断する際、対象になる礁の権利だけでなく、その周辺の世界の権利も請求されていることに注意を払うべきである。Mischief 礁、McKenna 礁、Gaven 礁、Subi 礁、Cuarenton 礁、Johnson 礁及び Fieri Cross 礁の領有権に対する請求内容に関して、既述の通り、対象の礁の位置は Itu Aba 島の200海里の範囲内にあり、中国がすでに管轄権の選択的除外を宣言した大陸棚の境界画定を行わなければ判断できないために、本件の仲裁裁判所が管轄権

39) 管建強「南海九段線の法律地位研究」『国際観察』第四期第16頁（2012年）。

を行使することができない。しかし、前節で述べた通り、同時に周辺の関係海域の権利問題を分析する場合に、以上の対象になる礁が低潮高地であるため、独自のEEZと大陸棚を持つことが海洋法条約により否定される。中国が Itu Aba 島またはその他の中国が領有権を宣言する島の200海里以遠の海域に主張する権利は「九段線」に基づき発生する可能性がある。一方、フィリピン政府が提出している請求内容第八点で、Scarborough 砂州の島の地位を否認することも要求されている。仮に Scarborough 砂州の島の地位が仲裁裁判所に否認されると、その周辺の12海里以遠海域の権利に関する中国の権原を「九段線」の法上の効果によって判断しなければならない。

2. 諸学説の解釈と仲裁裁判所の管轄権

「九段線」は過去数十年にわたり中国が発行した地図に常に載っているが、今まで中国政府がその法的地位及び効果に関して、明白な判断や定義を出したことがない⁴⁰⁾。中国政府の解釈の欠如のため、中国の学者の見解を参考にする必要がある。

これまで「九段線」の法的地位及び効果に関して、「国境線説」、「島帰属線説」及び「歴史的権原説」などの見解が提示されてきた。本稿の論旨は本件訴訟に関する仲裁裁判所の管轄権の有無を検討することにあるため、各見解の国際法上の妥当性を議論することは省略し、仲裁裁判所の管轄権行使の可能性の判断と関係する部分に限って各見解の内容を検討する。

(一) 「国境線説」

「国境線説」の主張は、「九段の断続線を国の領域線と見なし、この海域の海底、その下及び上覆水域にある生物及び非生物資源に対して、歴史的権利を中国が享有する」である⁴¹⁾。

この説には、国際法上も国内法上も問題がある。現代国際法の一般的認識によれば、国が海上の国境線を画定することは、領海線または群島水域線を画定することの二種類の形態で行われている⁴²⁾。中国の場合には、群島国ではなく、かつ、南シナ海の関係海域における群島水域を指定したこともないため、「九段線」を群島水域線と理解すれば、その根拠を見出すのは極めて困難である。

しかしながら、海洋法条約の締約国として、中国は領海に関する画定方法を海洋法条約の趣旨と一致させなければならない。中国は1992年に発効した「中華人民共和国領海及び接続水域法」(中国領海法)により、南シナ海にある島や礁に対する領土主権を有することを明記している⁴³⁾、一方、中

40) 管建強・同前注39。

41) 管建強・同前注40。

42) 杉原高嶺『現代国際法講義(第四版)』第97頁(有斐閣、2007年)。

43) 中国領海法第2条「中华人民共和国領海为邻接中华人民共和国陆地领土和内水的一带海域。中华人民共和国的陆地领土包括中华人民共和国大陆及其沿海岛屿、台湾及其包括钓鱼岛在内的附属各岛、澎湖列岛、东沙群岛、西沙群岛、南沙群岛以及其他一切属于中华人民共和国的岛屿。中华人民共和国領海基线向陆地一侧的水域为中华人民共和国的内水。」資料元: 全国人民代表大會 (http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/05/content_4562.html, 2015年1月16日最終閲覧)、及び英語版“The PRC’s territorial sea refers to the waters adjacent to its territorial land. The PRC’s territorial land includes the mainland and its offshore islands, Taiwan and the various affiliated islands including Diaoyu Island, Penghu Islands, Dongsha Islands, Xisha Islands, Nansha (Spratly) Islands and other islands that belong to the People’s Republic of China. The PRC’s internal waters refer to the waters along the baseline of the territorial sea facing the land.” 資料源: 国連海洋法データベース (http://www.un.org/depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/CHN_1992_Law.pdf, 2015年1月16日最終閲覧)。

国の領海は領海基線から12海里までの海域と規定される⁴⁴⁾。さらに、1996年に中国が国連に提出した領海基点登録書類では、南シナ海の領海基点を設定していなかった⁴⁵⁾。要するに、南シナ海において中国は領海基線を明らかにしていない。そのため、中国の関係国内法に照らしても、海洋法条約に照らしても、「九段線」を領海線として主張できる積極的な根拠はない。

「国境線」としての領海線が画定している範囲内の海域は、領海である。領海における沿岸国の資源に対する権利は、陸地領土に行使する主権に発生する資源に対する権利と同じである⁴⁶⁾。すなわち、「九段線」以内の部分全部が中国の領域であれば、この「国境線説」が提唱している「当海域の海底、上層部及び上覆水域にある生物及び非生物資源」に対する国家主権に基づいて発生する権利である。しかし、この学説は、「当海域の海底、その下及び上覆水域にある生物及び非生物資源に対して中国が歴史的権利を有する」ことを主張している。「主権」により発生する権利を「歴史的権利」により発生すると解釈すると、解釈の矛盾により「国境線説」の論理が崩壊するともいえる。

国家実行上も、前述の通りに中国が公表していた領海基点と法律に定められている領海の範囲が「九段線」と明らかに一致しないので、中国政府が「九段線」を「国境線」あるいは領海線として理解する立場をとる可能性を排除し得る。

(二) 「島帰属線説」

「島帰属線説」は複雑な学説ではない。簡単に解釈すれば、「島帰属線説」の趣旨は「九段線」は南シナ海における中国が主権を領有する島や礁などの領土の存在範囲を示し、海域の権利範囲を宣言する効果がないという領土の範囲線である⁴⁷⁾。この学説の特徴は海洋法条約と、または中国の関係国内法との矛盾を避けているが、中国の南シナ海における海域をめぐる権利の要求の問題を解決できていない。この学説の根拠は、前述の中国領海法に定められている中国の領土主権範囲に関する条文である。

「島帰属線説」は事実上「九段線」を陸地の主権範囲線と定義している。あるいは、当学説によれば、「九段線」の合法性を判断しようとするれば、その範囲内の島や礁に関する主権の帰属を判断しなければならない。しかし、領土主権の帰属問題は海洋法条約が規律する対象ではなく、海洋法条約に基づいて発動される国際裁判の管轄権にも当然に当たらないことになり、したがって、本件の仲裁裁判所は「島帰属線説」の解釈に基づいて「九段線」の合法性についてフィリピン政府が提出して

44) 前注43第3条「中华人民共和国领海的宽度从领海基线量起为12海里。中华人民共和国领海基线采用直线基线法划定，由各相邻基点之间的直线连线组成。中华人民共和国领海的外部界限为一条其每一点与领海基线的最近点距离等于12海里的线。」及び英語版“The extent of the PRC’s territorial sea measures 12 nautical miles from the baseline of the territorial sea. The PRC’s baseline of the territorial sea is designated with the method of straight baselines, formed by joining the various base points with straight lines. The outer limit of the PRC’s territorial sea refers to the line, every point of which is at a distance of 12 nautical miles from the nearest point of the baseline of the territorial sea.”

45) United Nations, “Declaration of the Government of the People’s Republic of China on the baselines of the territorial sea” (15 May 1996), available at http://www.un.org/depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/CHN_1996_Declaration.pdf (2015年1月16日最終閲覧)

46) 杉原高嶺・同前掲書第100、101頁。

47) 管建強・前掲論文第18頁。

いる請求内容第二点に関する管轄権を行使することができない。

(三) 「歴史的権原 (Historical title) 説」

「歴史的権原説」の主張は中国が南シナ海に画定している「九段線」を中国の歴史的権原を示す範囲線と理解することであり、この線に画定される範囲以内に「中国は島、礁、暗礁及び砂州に対して主権を領有し、線範囲以内の内水部分以外の海域及び海底の自然資源に対して主権的権利を享有する。一方、他の国の当海域における通航、飛行、海底電線及び海底パイプラインの敷設などの自由を認める。」⁴⁸⁾

「歴史的権原説」は中国が南シナ海にある関係諸島及び礁などの対象に対する主権の要求する上に、中国が南シナ海における関係海域に対する権利の要求にも応じている。この学説の立場は中国政府の従来主張や政策と十分に一致しており、特に中国政府が大量に示した歴史上の領土に対する領有と資源に対する開発などの権利に関する歴史文書の記載などの証拠が、本質的には歴史的権原を支持する証拠と見なせるので、中国政府の立場には「歴史的権原説」が相応しい。さらに、「歴史的権原」という表現が海洋法条約条文に確かに記載されている⁴⁹⁾。一方、1998年に成立した「中華人民共和国排他的経済水域及び大陸棚法」第14条で、「本法の規定は中華人民共和国が享有する昔からの権利 (the rights that the People's Republic of China has been enjoying ever since the days of the past) に影響しない」と定めている⁵⁰⁾。結局、「歴史的権原説」は国際法と国内法の矛盾の発生を避ける一方、論理上及び法上の根拠を提供する余地も十分にあるといえる。

高志国 (Zhiguo Gao) 元 ITLOS 裁判官と清華大学の賈兵兵 (Bing Bing Jia) 教授が共同発表した論文で、「歴史的権原説」の「進化された理論」が提起された。従来「歴史的権原説」との唯一の区別は、「進化された理論」では「九段線」を「潜在的海洋境界線」と認識していることである⁵¹⁾。あるいは、「九段線」は中国政府が主張している「歴史的権原」に基づいて発生する伝統的な海洋境界線であると理解していることである。

「歴史的権原」に関する海洋法条約上のもっとも大きな問題は、条約に「歴史的権原」に関する表現が使われているが、この表現の定義や要件について条約上の規定が存在していないことである⁵²⁾。したがって、「九段線」を「歴史的権原」と理解することが合法であるか、または「九段線」の引き方が「歴史的権原」により南シナ海における権利範囲と一致するかという問題を解決しようとすれば、仲裁裁判所が条約中の「歴史的権原」という文言を解釈することは避けられない。ちなみに、

48) 管建強・前掲論文第17頁。

49) 海洋法条約第15条「二の国の海岸が向かい合っているか又は隣接しているときは、いずれの国も、両国間に別段の合意がない限り、いずれの点をとっても両国の領海の幅を測定するための基線上の最も近い点から等しい距離にある中間線を越えてその領海を拡張することができない。ただし、この規定は、これと異なる方法で両国の領海の境界を定めることが歴史的権原その他特別の事情により必要であるときは、適用しない。」

50) Law on the Exclusive Economic Zone and the Continental Shelf of the People's Republic of China, http://www.npc.gov.cn/englishnpc/Law/2007-12/11/content_1383573.htm (2015年1月16日最終閲覧)

51) *supra* note 10, Gao and Jia, p.108.

52) Stefan Talmon, "The South China Sea Arbitration: Is There a Case to Answer?", *Bonn Research Papers on Public International Law*, No.2, (2014), p.41.

「歴史的権原」という表現は条約の第15条及び第298条において用いられている。仲裁裁判所が第15条⁵³⁾に基づいて「歴史的権原」という文言を解釈すれば、中国政府が宣言した選択的除外により、本件仲裁裁判所は管轄権を有しない。さらに、第298条の文言によれば、第15条の射程に当たることに限らず、第74条または第83条の解釈及び適用する場合に「歴史的権原」と関わる紛争に関する管轄権も同様に排除されている⁵⁴⁾。

以上の議論より、「九段線」の合法性の判断に関し、仲裁裁判所は管轄権を行使することができない。さらに、請求内容第八点と第九点の請求内容に関し、「九段線」の合法性を仲裁裁判所が判断できないので、Scarborough 砂州と Johnson 礁の周辺海域における中国が主張する権利に関するフィリピンの請求内容を仲裁裁判所は判断できない。

おわりに

本稿執筆時において、本件の仲裁裁判所はまだ判断を出していない。紙幅のため、上述の検討以外のフィリピンの請求の内容の中、事実上又は法上の紛争の有無に関する議論を本稿は展開しないけれども、ここまで論じたように、今回の海洋上条約第十五部の裁判手段で南シナ海問題を解決する実験は、少なくともフィリピン側にとっては目的を達成できずように終了するであろう。その根本的理由は、南シナ海問題が含まれている領土主権問題や海洋境界画定問題は、海洋法条約第十五部の管轄権の範囲にならないからである。南シナ海の紛争に関して、海洋法条約の紛争解決手段は今の構造のままでは、管轄権の制限のため、解決することができないのである。「九段線」の定義に関して様々な学者の検討見解が存在しているが、その作用は海洋境界画定であることは少なくとも明白であり、それと関係する紛争が海洋法条約の義務的裁判手続きの管轄権から外れることに疑問がない。

明らかに、本件の仲裁裁判もみなみまぐる事件と同じく、海洋法条約第十五部の強制管轄に排除されるかもしれない。他にも例えば、東シナ海における日本と中国の海洋境界画定問題や、中国とアメリカの間に存在する EEZ における軍事的活動に関する問題も海洋法条約第298条により排除される恐れがある。つまり、国家主権、主権的権利などの重大な国家利益に関わる紛争は、すべての紛争当事国の同意がなければ、海洋法条約第十五部の手続に付託することが極めて困難になる。しかし、このような海洋法条約第十五部の条約の構造は意識的に沿岸国と他の利用国の利益を衡平に配分するために設計されたという点で評価されることもある⁵⁵⁾。

このことは、結局は管轄権が否定され裁判から免れるとはいえ、中国がその南シナ海を含む海洋政策をより国際法と整合的にする契機となりうる。それは他の紛争当事国にとっても有益である。

53) 前注49。

54) 前注14。

55) *supra* note 17, p.44.

本件手続は、裁判所が法的処理機能を全うできずとも広い意味における紛争処理の機会を提供していると評価できよう。